

第2期

山ノ内町子ども・子育て支援事業計画



令和 2 年 3 月

山ノ内町

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 新制度における事業の概要	2

第2章 計画策定の背景

1 町の概況	6
2 子育て家庭を取り巻く環境	7
3 保育園と子育て支援事業の状況	11
4 住民ニーズ調査の概況	14

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的視点	21
2 基本理念	21
3 基本目標	22
4 計画の考え方	23
5 計画の目標	24
6 教育・保育提供区域の設定	24

第4章 施策の展開

基本目標1 子育て家庭の支援	26
施策1 地域での子育て支援	26
施策2 子育てと仕事の両立支援	28
施策3 子育て家庭への経済的支援	29
基本目標2 親子の健康の確保と増進	30
施策1 親と子どもの健康づくり	30
施策2 保健医療の充実	31
基本目標3 教育環境の整備	32
施策1 学校教育の充実	32
施策2 家庭や地域の教育力の向上	34
基本目標4 子育てにやさしい生活環境の整備	35
施策1 子育てにやさしいまちづくり	35
施策2 安全・安心なまちづくり	36
施策3 子どもの居場所・遊び場づくり	37

基本目標 5 要保護児童・家庭への支援	38
施策 1 障がい児への支援	38
施策 2 ひとり親家庭への支援	39
施策 3 児童虐待の防止	40

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 量の見込みの算出	41
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	47
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	50
4 「子ども・子育て関連のその他事業」に関する方針等	56

第6章 計画の推進体制

1 推進体制の整備	57
2 町民との協働	57

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

乳幼児期の保育・教育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める新しい仕組みとして平成24年8月に「子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法等）」が制定され、それに基づき「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。

新制度においては、基礎自治体である市町村が実施主体として位置づけられています。山ノ内町においてもさまざまな子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況・利用希望を把握し、5年を1期とする「山ノ内町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、計画に基づき推進してきました。また、「次世代育成支援対策推進法」が令和7年3月まで延長され、次世代育成支援対策についても包含しています。

こうした中、「山ノ内町子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度をもって計画期間を迎えるにあたり、「第2期山ノ内町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

一方、就学児童においても、さらなる共働き家庭の増加が見込まれることから、国は平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を公表し、すべての児童が放課後を安心・安全に過ごすことができるよう、放課後児童クラブ等の計画的な整備を進めていくこととされています。

2 計画の位置付け

（1）計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として教育・保育を一体化し、また地域での支援事業、サービスを充実させる総合的な取り組みです。

また、次世代育成支援対策法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」を含めています。

（2）他の計画との関係

本計画は「第5次山ノ内町総合計画」が掲げる基本理念や将来像をもとに、山ノ内町における子ども・子育て支援に関する総合的な計画です。また、健康・福祉・教育分野の各種計画との整合を図るとともに、その他の分野の個別計画との連携を図ります。

3 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。

平成 27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6年度 (2024)
第5次山ノ内町総合計画					第6次山ノ内町総合計画（予定）				
第1期山ノ内町子ども・子育て支援事業計画					第2期山ノ内町子ども・子育て支援事業計画				

4 新制度における事業の概要

（1）新制度のポイント

①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

設置手続きの簡素化や、財政措置の見直しなどにより、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ることとしています。

②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、認可保育所、小規模保育等を計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ることとしています。

③地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

④幼児教育・保育の無償化の実施

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、認定こども園、幼稚園及び保育所等を利用する3～5歳児及び0～2歳児までの住民税非課税世帯の利用料が、令和元年10月から無料になりました。

また、幼稚園の預かり保育及び認可外保育施設等についても無償化の対象となります。（対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。）

(2) 新制度の事業の全体像

新制度の給付事業は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

①子ども・子育て支援給付事業

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

子ども・子育て支援給付

施設型給付

認定こども園 幼稚園 認可保育所

地域型保育給付

小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育

児童手当

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- ア. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- イ. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4種類から構成されます。

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法で交付金の対象となる事業が13事業定められています。

本町で実施している事業については、第5章3で具体的に記載しています。

地域子ども・子育て支援事業

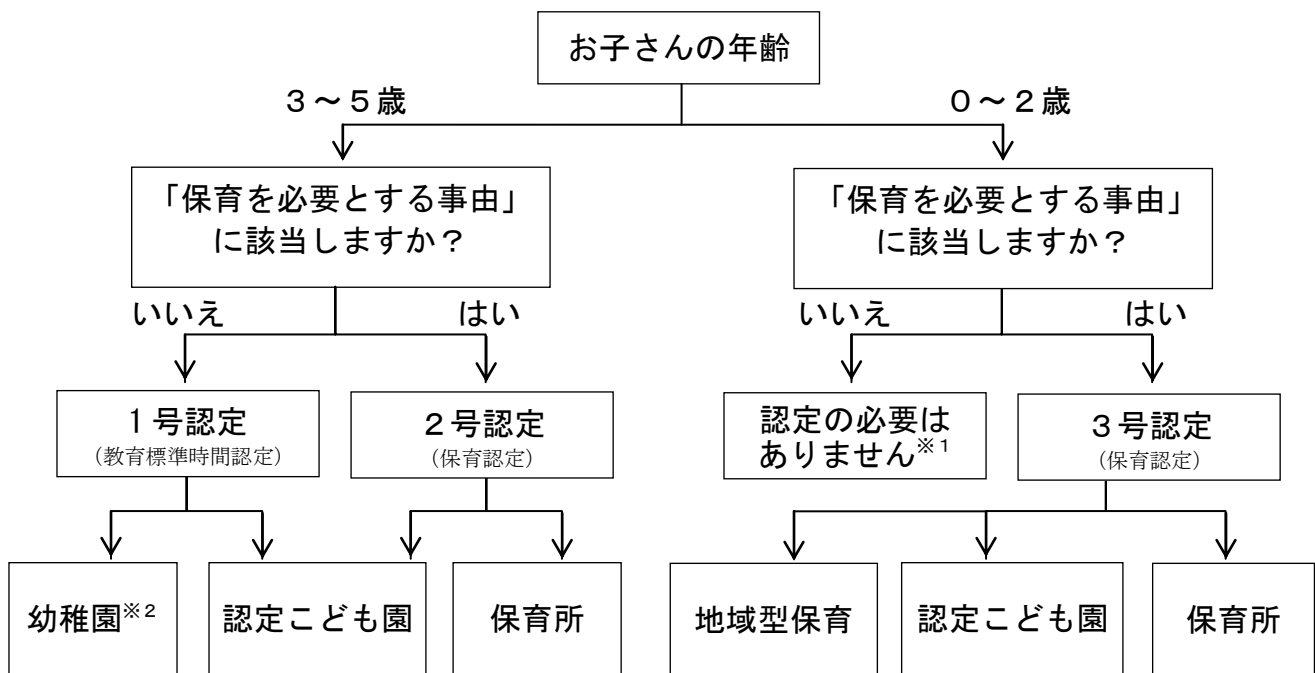
- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
(その他要保護児童等の支援に資する事業)
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(3) 保育の必要性の認定について

新制度は、就学前の0～5歳の児童を対象としており、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

また、子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月から、教育・保育の無償化が始まっています。認可保育所や幼稚園に通う3～5歳児や0～2歳児で住民税非課税世帯の保育料は無料となりました。

保育の必要性と利用可能な施設



※1 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。

※2 新制度に移行しない幼稚園もあります。その園を利用する場合は認定を受ける必要はありません。

■認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては、以下の3点について基準を策定します。

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動および就学等、またそれらに類するものとして当町が定める事由
区分※	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 （現行の11時間の開所時間に相当） ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 （当町では、下限時間を48時間以上と設定）
優先利用	○ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

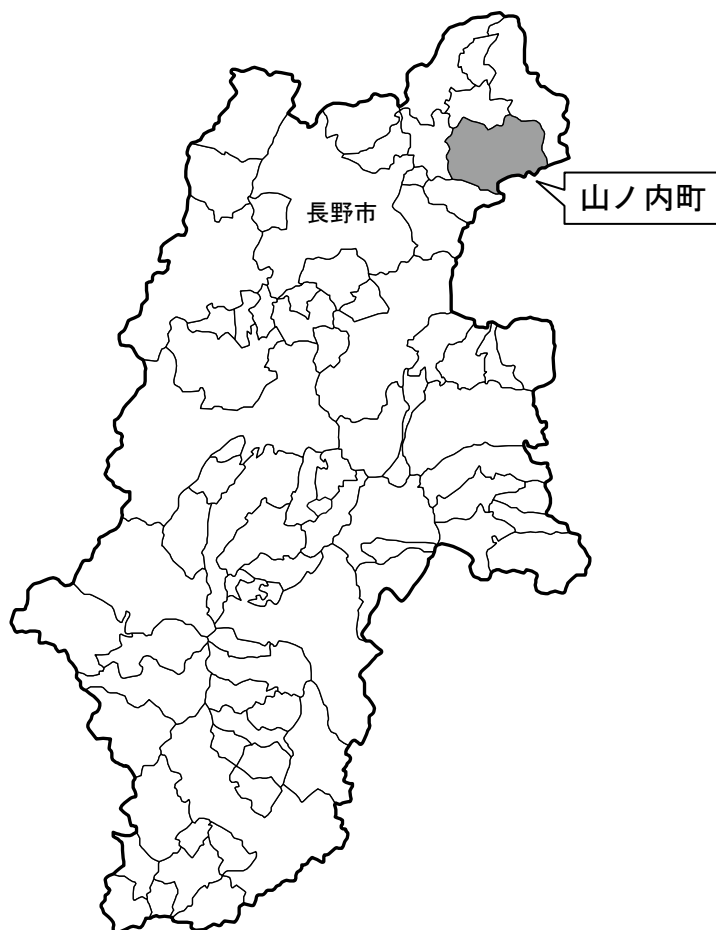
第2章 計画策定の背景

1 町の概況

町は長野県の北東部に位置し、上信越高原国立公園の中心にあります。西は高社山と箱山支脈を境に中野市に隣接し、北は木島平村および下水内郡栄村に接しています。また、南に笠ヶ岳、三沢山を境として上高井郡高山村に接し、東は志賀高原をはさんで群馬県と県境をなしています。

明治22年の市町村制の施行とともに平穏・夜間瀬・穂波の三つの村によって構成されるようになりました。その後、昭和29年4月平穏村が、平穏町となり、昭和30年4月、1町2村が合併して今日の山ノ内町となって現在に至っています。

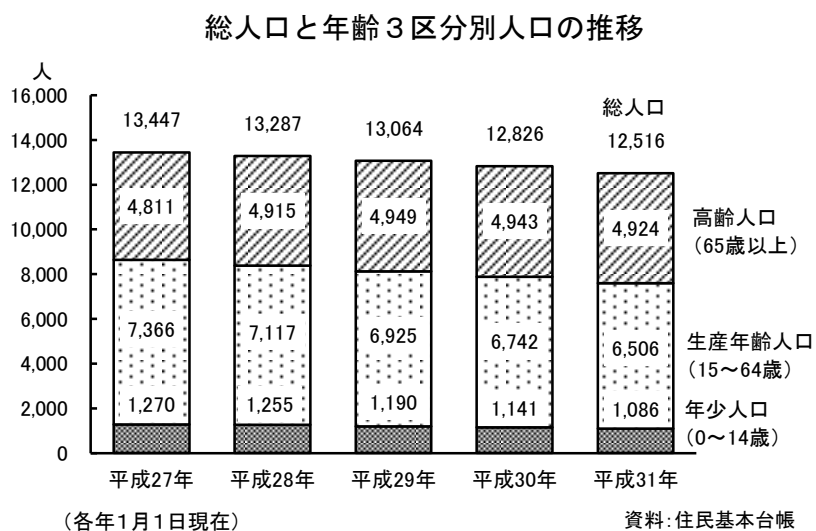
県内における位置



2 子育て家庭を取り巻く環境

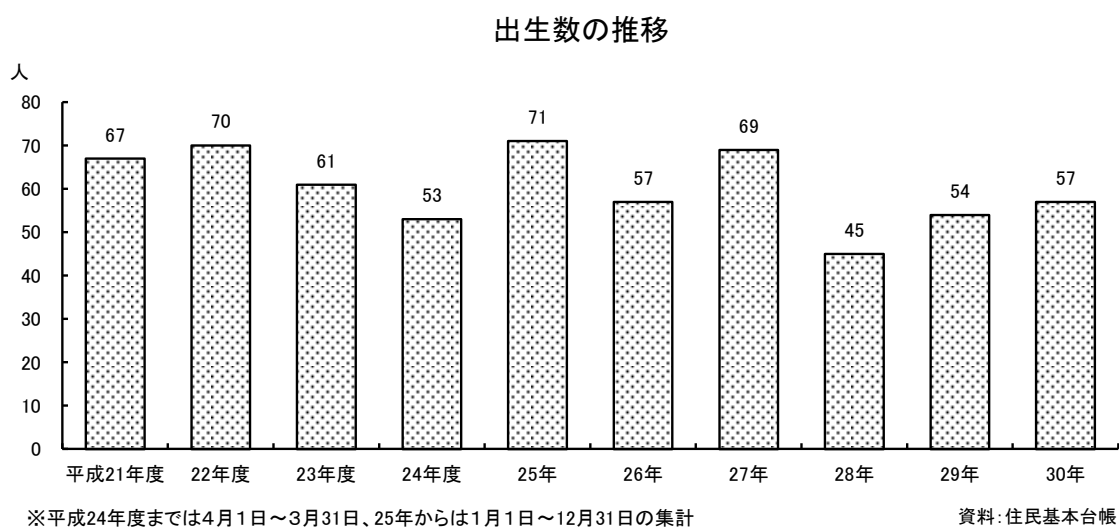
(1) 人口の動向

住民基本台帳による総人口は12,516人と、人口減少が続いています。年齢3区分別人口では少子・高齢化の影響により、高齢者（65歳以上）の増加傾向に対し、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は減少が続いています。



(2) 出生数

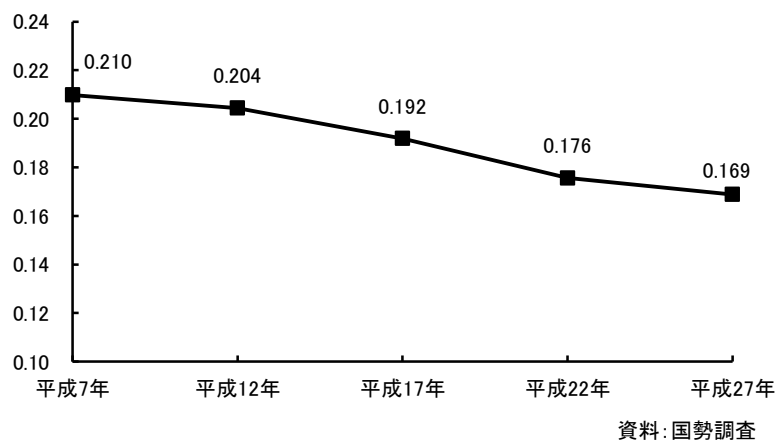
出生数は、年次によりバラツキがありますが、平成29年、30年と減少から増加に転じ、50人台で推移しています。



(3) 子ども女性比

出生率は、人口規模の小さな自治体では年次ごとのバラツキが大きいため、比較的安定した数値である「子ども女性比」（15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の割合）の推移をみると、次第に減少し、平成27年0.169となっています。

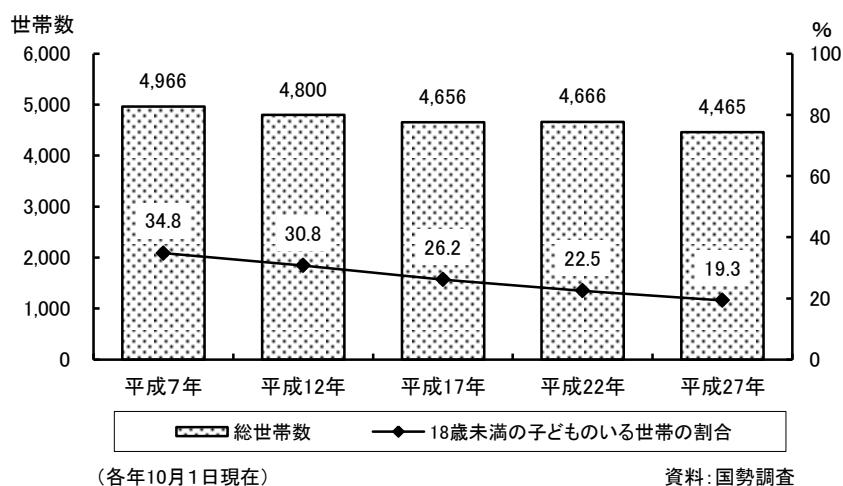
子ども女性比の推移



(4) 世帯数と子どものいる世帯

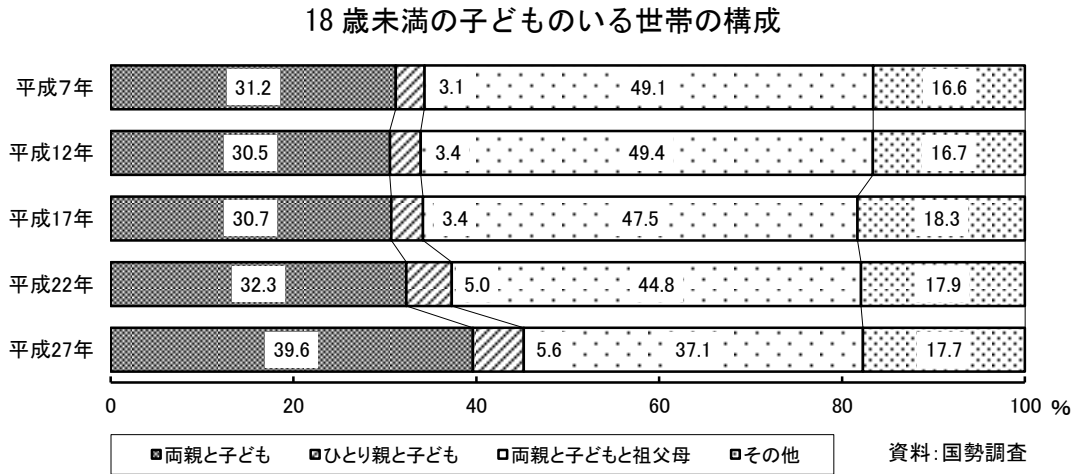
世帯数は、平成27年の国勢調査4,465世帯ですが、人口と同様に減少が続いています。18歳未満の子どものいる世帯の割合は次第に低下し、総世帯数に占める割合は、平成27年19.3%、約2割となっています。

世帯数と子どものいる世帯の割合



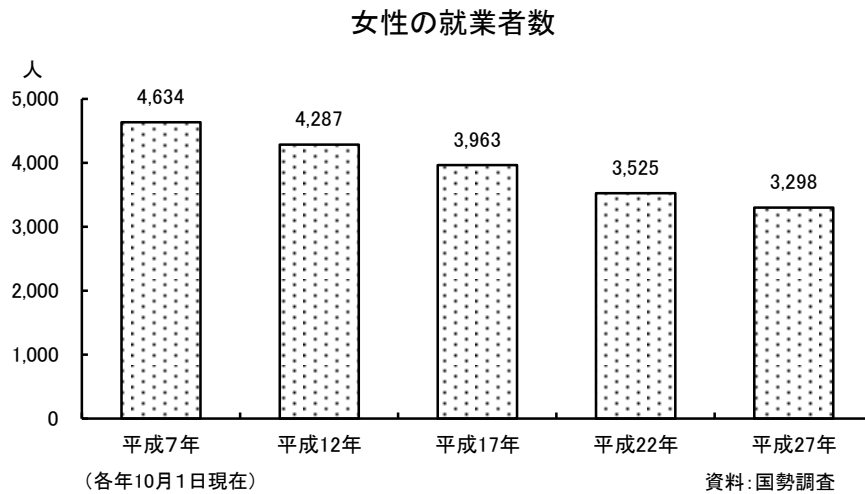
(5) 子どものいる世帯構成

18歳未満の子どものいる世帯の構成について、平成27年は、両親と子ども世帯が39.6%と、両親と子どもと祖父母からなる3世代世帯37.1%をやや上回ります。また、ひとり親と子ども世帯は5.6%と増えています。



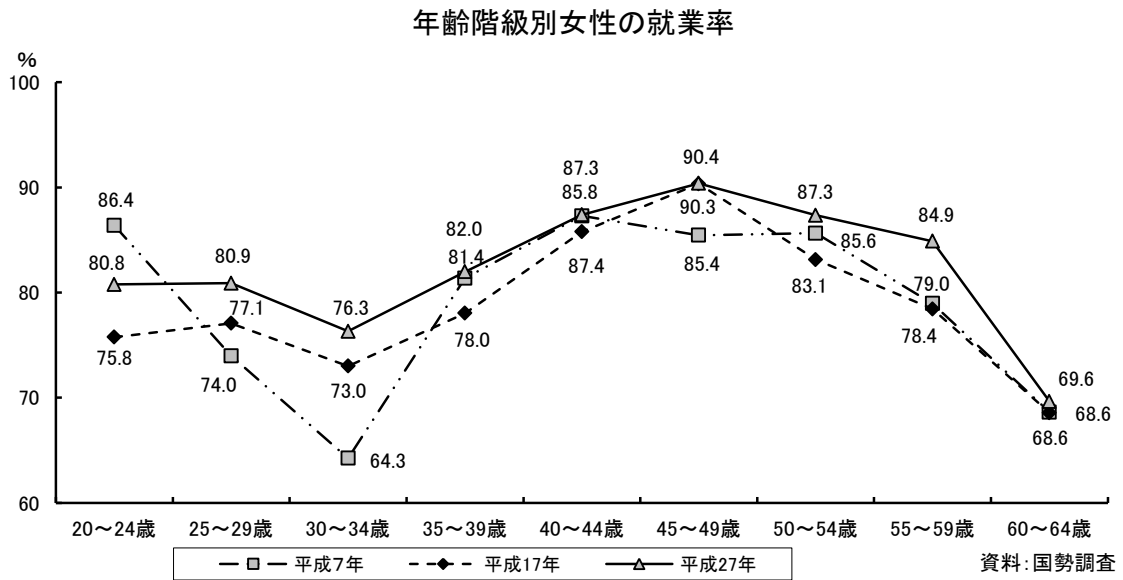
(6) 女性の就業者数

女性の就業者数は、次第に減少し、平成27年3,298人となっています。



(7) 女性の年齢階級別就業率

20歳以上の女性の年齢階級別就業率は、結婚、出産、育児期にあたる30歳代の就業率が低くなる、いわゆるM字カーブを描いています。しかしながらこうしたM字カーブは、平成27年の就業率をみると、浅くなっています。加えて、いずれの年代も就業率が高くなっています。



3 保育園と子育て支援事業の状況

(1) 保育園

保育園児の数は減少していますが、近年は3歳未満児が増える傾向にあります。町内5か所の公立保育園のなかには、豊かな自然や地域資源を保育に取り入れ、長野県が推奨する信州型自然保育の認定を受けた園があります。このほか、自然環境を活かした保育を行っている認可外保育施設があります。

年齢別保育園児数

各年度4月1日現在 (単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3歳未満児	69	75	72	73	77
3歳児	69	59	69	63	55
4歳以上児	138	132	122	125	137
計	276	266	263	261	269

各保育園児童数

() 内定員・各年度4月1日現在 (単位:人)

保育園名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
志賀高原保育園	17 (30)	13 (30)	13 (30)	14 (30)	12 (30)
かえで保育園	115 (200)	113 (200)	107 (200)	114 (200)	119 (200)
ほなみ保育園	57 (90)	57 (90)	61 (90)	56 (90)	57 (90)
よませ保育園	71 (120)	68 (120)	64 (120)	59 (120)	66 (120)
すがかわ保育園	16 (45)	15 (45)	18 (45)	18 (45)	15 (45)
計	276 (485)	266 (485)	263 (485)	261 (485)	269 (485)

(2) 子育て支援事業

① 延長保育

延長保育は、4園で実施しています。ただし、土曜日の夕方は、かえで保育園での実施です。

延長保育利用児童数 (年間)

(単位:人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
平日 朝	7,762	7,821	7,815	7,053	9,120
平日 夕	13,653	13,567	12,541	12,573	15,167
土曜日 朝		182	139	280	183
土曜日 夕		133	345	430	505
計	21,415	21,703	20,840	20,336	24,975

※平成27年度から、土曜日の午後の受入を開始した。

※土曜日、朝・夕とも利用するときは、朝からかえで保育園での利用とした。

※平成28年度から、平日月2回までの利用を無料とし、土曜日の利用料は無料とした。

②一時保育

一時保育は、かえで・志賀高原保育園で実施しています。1か月に最高12日間まで利用ができます。

延利用児童数

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
かえで保育園	583	526	600	405	517
志賀高原保育園	64	104	58	105	51
計	647	630	658	510	568

※平成28年度より、月2回までの利用を無料とした。

③休日保育

日曜・祝日、保育園の長期休み等に保護者の就労等の事情により保育を実施しています。利用者数は、平成28年度は減少ですが、増加が続いています。

延利用児童数

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延利用児童数	249	323	482	383	479

※平成28年度より、利用料を無料とした。

④子育て支援センター「ゆめっこ」

子育て支援センター「ゆめっこ」は、平成21年度に開所し、子育て家庭の孤独感や育児不安の解消、育児者同士の交流、相談・情報交換の拠点施設として運営しています。利用者数は、平成27年度以降、2,500人前後で推移しています。

年齢別利用者数(延べ)

(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成26年度	553	694	434	311	83	158	2,233
平成27年度	327	894	523	274	149	244	2,411
平成28年度	325	764	557	313	183	388	2,530
平成29年度	446	439	524	459	201	348	2,417
平成30年度	414	728	594	397	232	272	2,637

⑤放課後児童対策

保護者が昼間家庭にいない児童が放課後の時間を過ごす場所として、東・南・西の各小学校と町生活改善センターに児童クラブを設置しています。

平成27年度からは、小学校4年生までの児童の受入対象を小学校6年生までとし、各クラブ2名以上の支援員を配置し、児童の健全育成に努めています。

また、申込者の増加により1教室では受入れが困難となったため、東小児童クラブは平成26年度から、西小児童クラブは平成28年度から2教室で実施しています。

児童クラブ利用者数

(単位：人)

		東小	南小	西小	北小	計
平成26年度	年間延利用者	621	409	420	166	1,616
	月平均利用者	51	37	35	13	133
平成27年度	年間延利用者	763	378	463	213	1,817
	月平均利用者	63	31	39	18	151
平成28年度	年間延利用者	840	384	588	176	1,988
	月平均利用者	70	32	49	15	166
平成29年度	年間延利用者	731	393	733	106	1,963
	月平均利用者	60	32	61	8	163
平成30年度	年間延利用者	716	395	664	134	1,909
	月平均利用者	60	33	55	11	159

4 住民ニーズ調査の概況

計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者を対象に、子育ての実態や教育・保育、子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握するため、子ども・子育てニーズ調査を行いました。

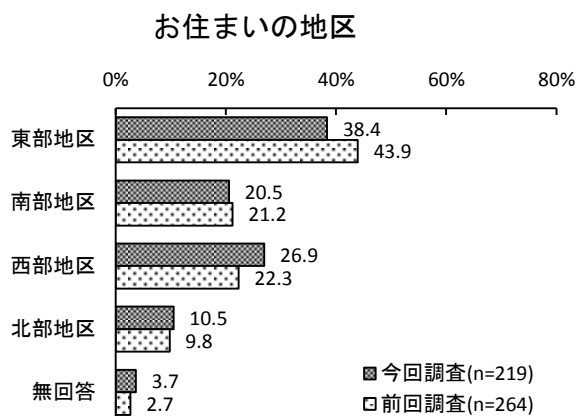
なお、平成 25 年 12 月にも同様の調査を行っており、前回調査との比較についても掲載します。

調査対象者	町内の 0～6 歳までの 就学前児童保護者
調査方法	郵送配付・回収
配付件数	278 件
有効回収数	219 件
有効回収率	78.8%

※図表中の「n=」とは、回答者数を表します。

(1) 居住地区

- ◇ 「東部地区」が 38.4%で最も多く、次いで「西部地区」26.9%、「南部地区」20.5%、「北部地区」10.5%となっています。
- ◇ 前回調査との比較では、「東部地区」が減り、「西部地区」がやや増えています。

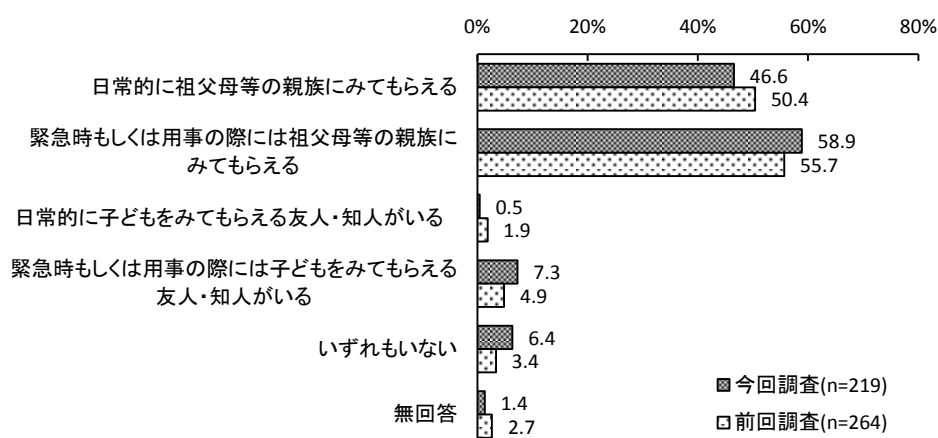


(2) 子どもの育ちをめぐる環境

① 子どもを見てもらえる親族・知人

- ◇ 日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかどうかについては、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」58.9%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」46.6%と、いずれも親族であり、友人・知人は少なくなっています。
- ◇ 前回調査との比較では、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」がやや減っています。これに対し、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」、「緊急時もしくは用事の際には子どもを見てもらえる友人・知人がいる」及び「いずれもない」がやや増えています。

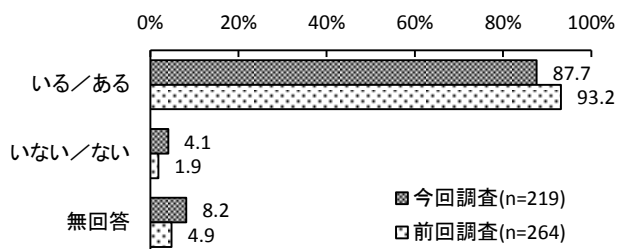
子どもを見てもらえる親族・知人



② 気軽に相談できる人・場所

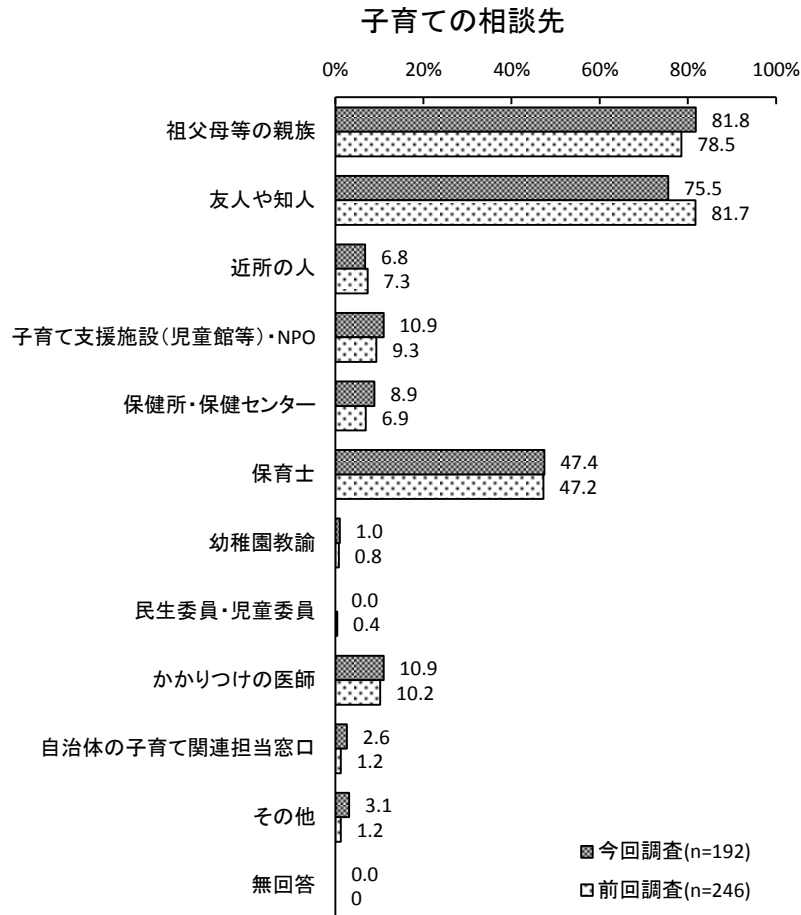
- ◇ 気軽に相談できる人・場所が「いる／ある」は87.7%、「いない／ない」は4.1%です。
- ◇ 前回調査と比較すると、「いる／ある」は減っています。

気軽に相談できる人・場所



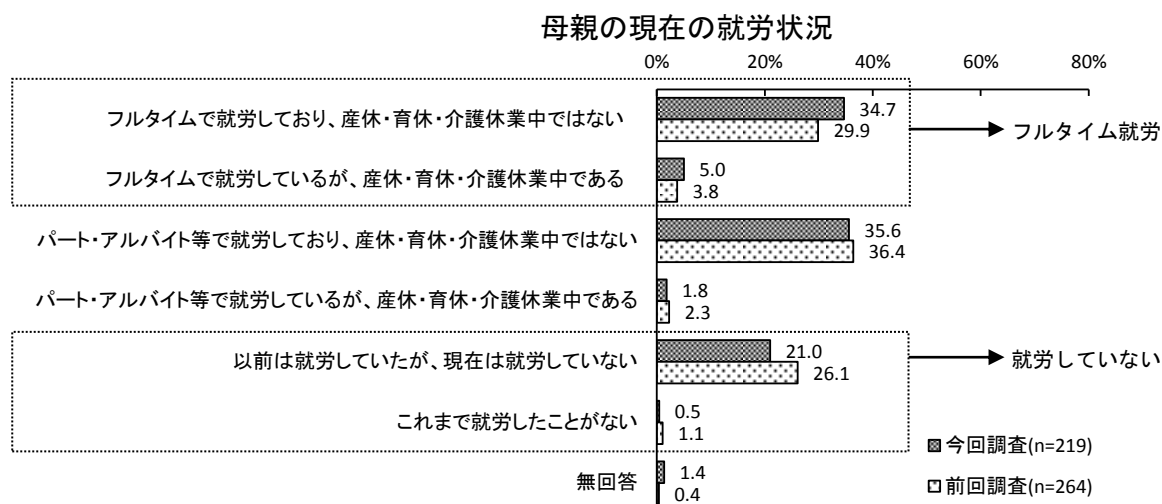
③ 子育ての相談先

- ◇ 子育ての相談先は、「祖父母等の親族」が81.8%、次いで「友人や知人」75.5%、やや差があり「保育士」47.4%などとなっています。
- ◇ 前回調査との比較すると、「友人や知人」が減っています。やや増えているのは「祖父母等の親族」、「子育て支援施設（児童館等）・NPO」、「保健所、保健センター」などをあげることができます。



(3) 母親の就労状況

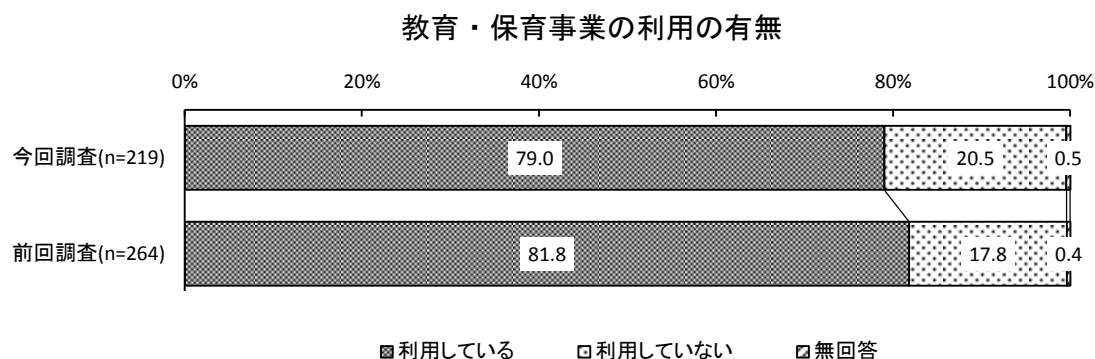
- ◇ 「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」35.6%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」34.7%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」を合わせた『就労していない』は21.5%などとなっています。
- ◇ 前回調査との比較では、『フルタイム就労』が増え、『就労していない』が減っています。



(4) 定期的な教育・保育事業の利用

① 利用の有無

- ◇ 幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育事業の利用は、「利用している」79.0%、「利用していない」20.5%です。
- ◇ 前回調査との比較ではあまり変わりありませんが、「利用している」がやや減り、「利用していない」がやや増えています。



② 利用している教育・保育事業

- ◇ 利用している事業で最も多いのは、「認可保育所」96.5%で、前回調査は96.3%とほとんど変わりありません。

利用している教育・保育事業

*上段…人数(単位:人)、下段…構成比(単位:%)

	全体	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答
今回調査	173 100.0	1 0.6	0 0.0	167 96.5	1 0.6	0 0.0	3 1.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.6	0 0.0
前回調査	216 100.0	2 0.9	0 0.0	208 96.3	0 0.0	- -	0 0.0	3 1.4	- -	0 0.0	1 0.5	0 0.0	4 1.9	1 0.5

③ 土曜日と日曜・祝日の利用希望

- ◇ 土曜日と日曜・祝日の利用希望は、ともに「月に1～2回は利用したい」が前回調査と比べてやや増えています。

土曜日、日曜・祝日の利用希望

(単位:%)

	土曜日		日曜・祝日	
利用する必要はない	43.4 (45.5)	↓	74.4 (76.1)	↓
ほぼ毎週利用したい	20.5 (24.6)	↓	3.2 (3.4)	↓
月に1～2回は利用したい	33.8 (28.4)	↑	19.6 (18.6)	↑

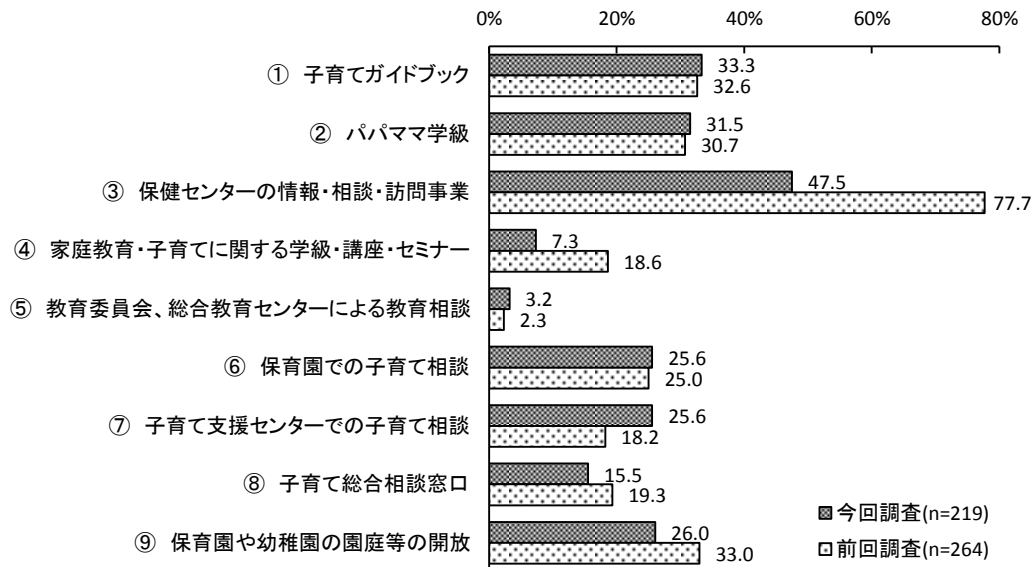
()内は前回調査

(5) 地域子育て支援事業の利用

① 利用したことがある事業

- ◇ 利用したことがある子育て支援事業で最も多いのは、「保健センターの情報・相談・訪問事業」が47.5%、「子育てガイドブック」は33.3%、「パパママ学級」31.5%、「保育園や幼稚園の園庭等の開放」26.0%、「保育園での子育て相談」・「子育て支援センターでの子育て相談」25.6%などとなっています。
- ◇ 前回調査と比較すると、「保健センターの情報・相談・訪問事業」が77.7%から47.5%へと大きく減っています。一方、「子育て支援センターでの子育て相談」が増えています。

利用したことがある事業

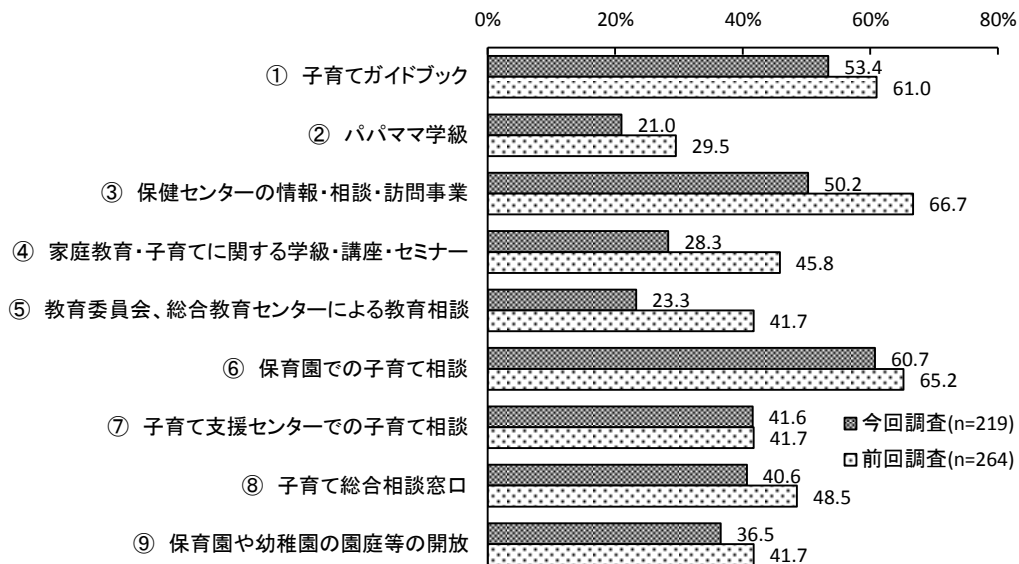


② 今後利用したい事業

◇ 今後利用したい子育て支援事業で最も多いのは、「保育園での子育て相談」が60.7%、次いで、「子育てガイドブック」は53.4%、「保健センターの情報・相談・訪問事業」50.2%などと続きます。

◇ 前回調査と比較すると、いずれの事業も前回調査を下回ります。

今後利用したい事業

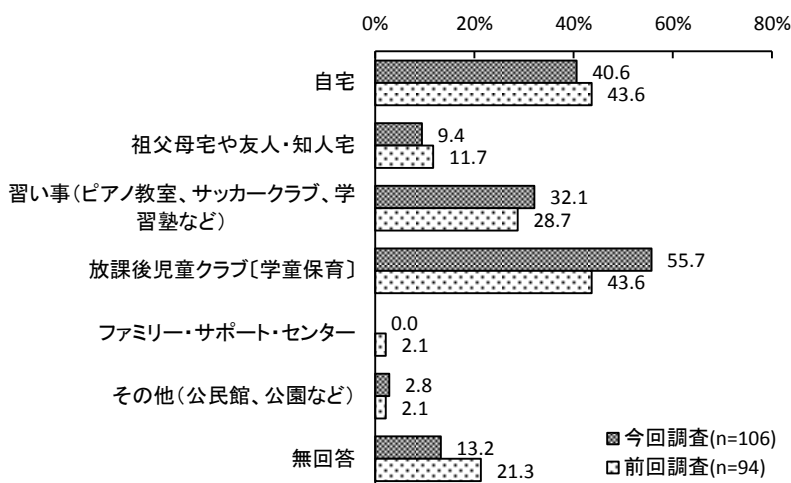


(6) 就学後における放課後の過ごし方

① 低学年

- ◇ 小学校低学年（1～4年生）の放課後（平日の小学校終了後）をどのような場所で過ごさせたいかについては、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が55.7%と最も多く、次いで「自宅」が40.6%、「習い事」が32.1%などです。
- ◇ 前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」、「習い事」が増え、「自宅」がやや減っています。

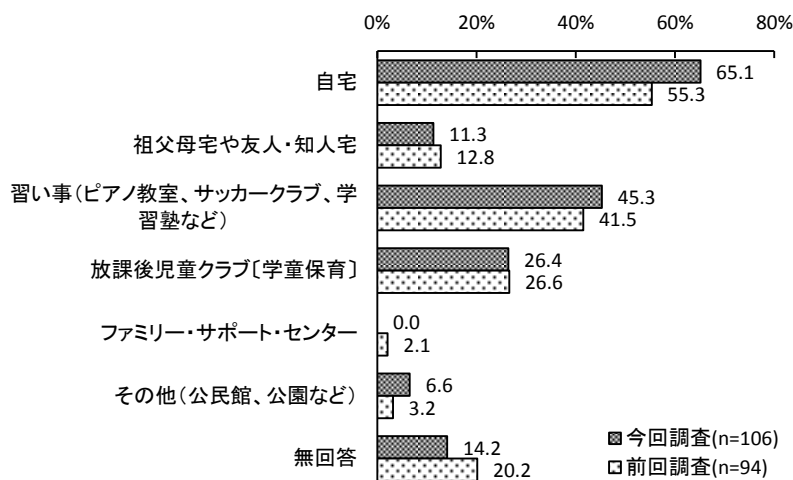
小学校就学後における放課後の過ごし方（低学年）



② 高学年

- ◇ 小学校高学年（5～6年）の放課後をどのような場所で過ごさせたいかについては、「自宅」が65.1%と最も多く、次いで「習い事」が45.3%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が26.4%などです。
- ◇ 前回調査と比較すると、「自宅」、「習い事」、「その他（公民館、公園など）」が増えています。

小学校就学後における放課後の過ごし方（高学年）



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的視点

(1) 子どもの幸せを第一に考える視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮していきます。

子どもは次代の親となるという認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的視点を持って取り組みます。

(2) すべての子育て家庭を支援する視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子育て家庭への支援をしていきます。

妊娠、出産、子育てに対する保護者の不安や負担、孤立感を和らげるなど、家庭の子育て力を高めることができるよう取り組みます。

(3) 地域や社会全体で見守り、育み、支える視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、安心して喜びを感じながら子育てができるよう、行政をはじめ、地域の様々な社会資源との連携・協働を図りながら、社会全体で見守り、育み、支えていくことができるよう取り組みます。

2 基本理念

子どもや子育てにやさしいまち
山ノ内
みらいへつなぐ、ふるさとのまちづくり

子どもや子育てを支援することは、一人ひとりの子どもや父母その他保護者の幸せにつながることはもとより、次代の担い手を育むという意味でも、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

山ノ内町の子どもたちが、地域の関わりの中で豊かに育ち、一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障されるよう、本計画の基本理念を上記のように定めます。

3 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標 1 子育て家庭の支援

男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てる意識の醸成を図るとともに、すべての家庭が安心して子育てができるよう、地域や社会全体で支えることによって、子育て家庭が抱える様々な不安感や負担感の軽減を図ります。

また、共働き世帯が増加しているなか、子育て家庭が働きやすいよう、さまざまな子育て支援サービスを充実し、さらに、子育てによって享受できる喜びを十分に感じることができる環境づくりや地域の人材の協力と社会資源の効果的な活用を進めます。

基本目標 2 親子の健康の確保と増進

子どもの健やかな成長を考える際、親と子どもが心身ともに健康であることが重要なのは言うまでもありません。そのため、親と子の健康づくりや相談・指導を通じた育児不安の解消に努めます。

また、食に関する学習の機会を通じて「食育」に関する理解を促し、その普及を推進します。さらに、安心して子どもを生き、育てられるよう、関係機関と連携し、小児医療の充実に努めます。

基本目標 3 教育環境の整備

確かな学力の向上、豊かでたくましい心や身体の育成、子どもの生きる力を育成するため、学校の教育環境の整備を進めます。

また、次代を担う子どもたちが心身ともに成長し、自立した大人になるために、家庭や地域が連携して子どもたちを取り巻く環境の整備を進めます。

基本目標 4 子育てにやさしい生活環境の整備

子育て家庭に配慮した住宅や居住環境の整備を図ります。

また、子どもや子どもを持つ親が安心して生活し外出できる道路交通環境の改善や、子どもを犯罪から守る、地域住民による「見守り」などによる防犯体制の強化を図ります。

基本目標 5 要保護児童・家庭への支援

ひとり親家庭が自立して生活できるよう、相談体制の充実を図るとともに、適切な支援サービスを図ります。

障がいのある子どもや、さまざまな支援を必要とする子どもとその家庭が地域で安心して生活できるように、日常生活を支援するとともに、子どもの発達に対する取組や、各種相談体制の充実を図ります。

児童虐待は、子どもの人権を侵害し、心身の健やかな成長に多大な影響を与えます。児童虐待の予防及び早期発見・早期対応のための体制を整備し、児童虐待の防止を図ります。

4 計画の考え方

(1) 教育・保育

当町の人口は減少傾向にありますが、出生数は一時期の減少から平成 28 年、29 年には増加に転じ、50 人台で推移しています。

教育・保育の無償化の対象となる公立保育園 5 園においては、保育を必要とする子どもすべてを受入れ、一定で均質な保育の提供を図っています。通常保育に加え延長保育は 4 園で、一時保育は 2 園で実施し、さらには休日保育も 1 園で行うなど多様化する保育ニーズに対応しています。

ニーズ調査では、幼児教育・保育の無償化もあり、保育園希望がやや増えていますが、定員に余裕がある園もあることから、ニーズへの対応を図ることができます。一方、保育の充実を図るためには、子どもの年齢に応じたきめ細かな保育と、子どもの安全・安心確保が可能な職員数を配置すること、適正な利用定員で受入れ体制を整えることが必要です。

町内には幼稚園はなく、幼稚園利用者は町外施設を利用しています。国においては、平成 29 年 3 月に乳幼児期の保育・教育の指針の改定を行い、保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園のすべてを幼児教育を行う施設として位置づけています。

本町では町内に幼稚園開設の予定はなく、幼児教育については、保育・教育の指針の改定を踏まえ、保育園における幼児教育を実践します。

(2) 地域の子ども・子育て支援

在宅で子育てをする家庭を対象に、各保育園では親子交流活動や子育て相談事業を実施し、育児に不安のある保護者や相談できる支援者がいない保護者に対する支援を図っています。保護者からは、子育てについて身近に相談する人がいない、必要な情報が得られないなど、支援を必要とする声は高く、子育て支援センター「ゆめっこ」の充実を図ります。

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後健全育成事業を図る「放課後児童クラブ」は、各小学校に設置しています。平成27年度からは小学6年生までを対象としたことから、平成27年には前年から201人増え、さらに平成28年には171人増えています。

フルタイムで働く保護者が増えていることもあり、利用者の増加がみられます。今後も安定した受入れに向けて、環境整備に取り組めます。

小学生の放課後の過ごし方として、ニーズ調査では「放課後児童クラブ」が最も多く、次いで「自宅」「習い事」の順となりました。放課後の時間は、児童が基本的な生活習慣や異年齢児等との関わりなどを通して社会性を取得する場でもあることから、誰もが利用できる施設を検討していく必要があります。すべての子どもたちが安全で安心して豊かに過ごすことのできる環境整備を図り、児童の健全育成を図ります。

5 計画の目標

本計画の前提となる、子ども世代の将来人口については、次のように想定しています。

将来子ども人口

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	57	59	60	61	60
1歳	60	62	63	64	64
2歳	53	55	55	57	56
3歳	74	76	78	79	78
4歳	73	75	76	78	77
5歳	56	55	54	53	53
6歳	63	62	60	59	61
7歳	62	60	59	57	59
8歳	74	72	70	68	70
9歳	72	71	69	67	68
10歳	79	75	71	67	66
11歳	82	78	73	69	68

(P45より)

6 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業に関する量の見込みや確保方策を設定する単位として、地域の実情に応じた「教育・保育提供区域」を設定します。

当町においては、都市規模や地域の環境、交通条件等を踏まえ、全町を1区域として設定します。

第4章 施策の展開

基本目標1 子育て家庭への支援	施策1 地域での子育て支援	(1)保育・子育て支援サービスの充実 (2)子育て相談・情報提供の充実 (3)児童の健全育成
	施策2 子育てと仕事の両立支援	(1)子育てと仕事の両立の推進 (2)男女の働き方の見直し
	施策3 子育て家庭への経済的支援	(1)各種支援制度の充実
基本目標2 親子の健康の確保と 増進	施策1 親と子どもの健康づくり	(1)子どもや親の健康の増進 (2)食育の増進 (3)不妊に対する支援
	施策2 保健医療の充実	(1)小児医療の充実
基本目標3 教育環境の整備	施策1 学校教育の充実	(1)確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成 (2)地域とともにある学校づくり (3)いじめ・不登校などへの取組
	施策2 家庭や地域の教育力の向上	(1)家庭教育の充実 (2)地域の子育て力の向上
基本目標4 子育てにやさしい生活環 境の整備	施策1 子育てにやさしいまちづくり	(1)子育て環境の整備
	施策2 安全・安心なまちづくり	(1)安全・安心なまちづくり (2)子どもの交通安全を確保するための活 動の推進
	施策3 子どもの居場所・遊び場づくり	(1)子どもの居場所の充実 (2)子どもの遊び場の充実
基本目標5 要保護児童・家庭への支 援	施策1 障がい児への対応	(1)障がい児への対応 (2)学習支援と機会の提供
	施策2 ひとり親家庭への支援	(1)ひとり親家庭への自立支援の推進
	施策3 児童虐待の防止	(1)児童虐待の防止・相談体制の充実

基本目標 1 子育て家庭の支援

施策 1 地域での子育て支援

【現状と課題】

少子化による子どもの減少、核家族化の進展、共働き家庭の増加などにより、子育てをする親同士の交流や隣近所での交流が少なくなっているなか、家庭において子育てをしている母親などの育児不安の増加や、子育ての負担感などが懸念されています。

こうしたなか、子育て中の親が子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができる環境の整備が必要です。ニーズに応じた施設や制度を円滑に利用できるよう、相談支援や情報提供の充実などが必要となっています。

【施策の内容】

(1) 保育・子育て支援サービスの充実

町内5か所の保育園と児童クラブ、子育て支援センターなどを拠点に、子育て中の親の多様な働き方への対応を図り、子育てに対する不安感・負担感を軽減することで、子育て家庭が安心して子育てを行うことができるための環境づくりを進めます。

また、園児が自然な形で学校環境に慣れ親しめるよう、子ども同士の交流や職員の交流を通じて、小学校との円滑な就学移行を図ります。

事業	内容
通常保育の充実	保護者が労働等により家庭で十分に保育することができない就学前の児童を町内5か所の保育園で保育します。 保護者のニーズに応えられる保育の質の向上に努め、「運動あそび」やキレない子どもを育てる「セカンドステップ事業」を積極的に実施します。
保育園巡回相談	専門スタッフによるチームが保育園を訪問し、発達や育児についての相談や事故防止の確認などを行います。
保育園・小学校・子育て支援センターの連携	円滑な就学移行につなげるため、職員間の交流による小学校との情報共有、園児と児童の交流などを通して緊密な連携に努めます。また、子育て支援センターを包括した連携事業に取り組みます。
保育園施設の整備	各保育園の必要な修繕等を行い、良好な保育環境の整備・維持に努めます。
特別保育事業	保護者の就労形態の多様化によるニーズ等に対応し、朝夕・土曜日の延長保育、休日保育、一時保育の充実を図ります。
子育て支援センター事業	親子が遊び、交流できる居場所の提供、子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成・支援などの充実を図り、子育て家庭の情報交換と孤立化を防ぐ事業を推進します。また、より快適に利用してもらえるよう環境整備を進めます。
放課後児童クラブ事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、4か所の児童クラブで放課後に適切な遊びや生活の場を与え児童の健全な育成を推進します。開所時間延長など保護者ニーズに添った対応を進めます。
放課後居場所づくり	すべての子どもたちが、豊かな放課後を過ごせるよう居場所を確保し、

	多様な体験ができる環境を提供します。
養育支援訪問事業	養育支援の必要性がある家庭に対し、養育支援等を訪問により実施します。生後4ヶ月までの全戸訪問事業の実施に合わせ、養育支援の必要性の高い家庭への育児支援事業を展開します。
緊急時の児童一時預かり	緊急時等の一時預かりの具体的なニーズを把握し、事業実施方法等について研究を進めます。

(2) 子育て相談・情報提供の充実

出産や子育て支援に関するサービスや情報を簡単に入手できるよう、情報誌やインターネットなどで提供していくとともに、保育園や子育て支援事業の利用に係る相談体制の充実を図ります。

また、子育て支援センターでは、地域や家庭での孤立感や子育て不安を解消できる相談体制の整備に努めます。

事業	内容
子育て支援相談事業	保育園、子育て支援センター、役場で、子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。
育児相談事業	乳幼児の成長発達を確認し、保健師や家庭児童相談員等による相談で保護者の育児不安の解消を図ります。
子育て情報の提供	子育てアプリ（はぐなび☆やまのうち）や民間の子育て情報誌、ホームページ活用などにより、子育て家庭の情報交換と交流、各種支援制度など、子育て家庭に役立つ情報の提供に努めます。
子育て世代包括支援センター	保健センターと子育て支援センターが連携しながら、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めます。

(3) 児童の健全育成

子どもの健全育成のため、さまざまな体験ができるよう、スポーツ、文化、歴史、レクリエーションなどの分野で、子どもにとって魅力ある事業や講座を実施します。

また、事業主体の支援に努め、子どもたちの豊かな居場所づくりに努めます。

事業	内容
青少年育成事業	育成会組織の活性化を図り、青少年健全育成の推進に努めます。
学校開放事業	町内の各小中学校の体育館や校庭を広く町民に開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供します。
ジュニアスポーツ事業	スポーツを通じて子どもの健全育成を図るため、町民スポーツ教室の開催、スポーツ少年団、スキークラブ等の活動を支援します。

施策2 子育てと仕事の両立支援

【現状と課題】

多様な働き方を選択できる社会を実現するため、「働き方改革」の関連法案が平成31年4月に施行されましたが、このなかでは「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現することが目指されています。

子育て世帯をめぐっては、共働き世帯が増加するなかで、保育サービスの充実に加え、男性を含めた働き方の見直しを進めることが必要であり、働き方改革による子育て家庭に配慮した就労形態や職場環境の整備、家族や地域の協力体制の確立などが課題となっています。

【施策の内容】

(1) 子育てと仕事の両立の推進

男女が共に働きやすく、子育てと仕事を両立できる職場環境の整備や、多様で柔軟な働き方の推進に向けて、様々な機会を利用した啓発に努めます。

事業	内容
ワーク・ライフ・バランスの推進	男女がともに子育てと仕事を両立させて、自らの多様な生き方が実現できるよう、町民や事業者に対して、セミナーの開催や、各種講座を開催するなど、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

(2) 男女の働き方の見直し

男女とも子育てに参加できるよう、職場環境の改善を促進し、男性の育児休業取得率の向上や家事・育児等への参画を促進します。

事業	内容
事業所の取組支援	男女がともに働きやすい職場づくりに取り組むことができるよう、事業所へのセミナーの開催やパンフレットの配布など啓発に努めます。

施策3 子育て家庭への経済的支援

【現状と課題】

親が理想とする子どもの人数よりも実際の子どもの人数が少ないという家庭が増加傾向にあり、その原因として経済的負担の大きさがあげられます。

経済的支援の充実は、子どもを持ちたいという親の願いをかなえるためにも重要な課題といえますが、令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化が始まり、経済的負担の軽減につながることを期待されます。

【施策の内容】

(1) 各種支援制度の充実

これまでの子育て家庭に対する各種施策を引き続き実施するとともに、経済的支援の充実を図ります。

事業	内容
児童手当	中学校修了前児童を養育する世帯を支援するため児童手当を支給します。
出産育児一時金の支給	国民健康保険の被保険者が出産した場合（他の医療保険制度より、同様の給付を受けられる場合を除く）一時金を支給します。
福祉医療費給付金支給事業	18歳までの子どもの医療費の自己負担額を助成します。
小児特定疾患医療／特定疾患	18歳未満で指定された特定疾患のある児童が入院・通院したときの医療費を助成します。
奨学金	経済的理由により高等学校や高等専門学校・大学等への就学が困難な学力優良者に対し、予算の範囲において奨学金を無利子で貸与し人材の育成を支援します。
就学援助	経済的理由により就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行います。
幼児教育・保育の無償化	町が確認した幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用負担の無償化を図ります。また、無償化の対象から除外される給食費についても町独自に無償化を図ります。
給食費の軽減	保護者の負担軽減を図るため、学校給食費の軽減を図ります。
未熟児養育医療の給付	入院養育が必要な未熟児に対し、入院医療費を助成します。
インフルエンザ予防接種費用の助成	6ヶ月から15歳（中学3年生）までのお子さんの予防接種にかかる費用の一部を助成します。
小中学校卒業祝金	小学校および中学校の卒業時に卒業祝金を支給します。
高校生通学定期券購入費補助	鉄道および路線バスを利用し、町内から通学する高校生の保護者へ通学定期運賃の一部を補助します。

基本目標 2 親子の健康の確保と増進

施策 1 親と子どもの健康づくり

【現状と課題】

手軽に入手できる育児情報は世の中に溢れていますが、育児を身近に感じる経験や、周囲からの支えの不足が育児の不安や負担感につながっています。このため、子育てに関する正しい情報の提供や相談の機会を増やすことで保護者の不安解消を図るとともに、妊娠・出産期、乳幼児期を通じて母子の健康を確保し、切れ目のない保健対策の充実を図ります。

【施策の内容】

(1) 子どもや親の健康の増進

子の健康等に関わる各種検診や訪問指導、相談などを実施し、子どもや親の健康確保・増進を図ります。

事業	内容
妊婦一般健康診査事業	妊娠期の健康管理及び安全で安心して出産できるよう、妊婦に対する健康診査費用を公費負担します。
産婦健康診査事業	産後1ヶ月までの間で2回の検査について公費負担します。
健康教育事業	健全な母性・父性育成を目的として父親・母親教室等を実施します。
乳幼児健康診査事業	乳幼児の健やかな成長発達を促すための保健指導を行います。また、専門スタッフによる病気の早期発見に努め、早期治療や療養につなげます。
新生児聴覚検査の助成	1歳までの間に1回のみ、検査費用を助成します。
訪問指導事業	対象者の自宅に訪問し、適切な保健指導を実施し、妊婦及び養育者の不安の軽減を図り、乳幼児の成長発達を促します。
健康相談事業	乳幼児の成長発達を確認し、保護者の育児不安の解消を図ります。
乳児家庭全戸訪問事業	すべての乳児のいる家庭を訪問し、乳児の成長発達を確認するとともに、子育て中の孤立化を防ぐため様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する必要な情報提供を行います。
離乳食教室	子どもの成長にあった離乳食づくりとその進め方を学ぶとともに、育児に関する相談機会として離乳食教室の充実を図ります。
予防接種事業	疾病から子どもの健康を守るため、適切な時期に予防接種ができるよう啓発を行い、接種率の向上に努めます。

(2) 食育の推進

それぞれの成長段階や理解度に応じて、さまざまな学習の機会を適切に捉えて「食」に関する知識と選択する力を育成するための指導・啓発に努め、小・中学校では給食において、食事の正しい理解と望ましい食習慣を養います。

事業	内容
食育の啓発	食事バランスガイドの普及・啓発や、離乳食に関する講習会、栄養相談などを通して、食育に関する啓発に努めます。
学校給食の充実	学校給食施設・設備の計画的な改善、地産地消、栄養管理、衛生管理を進め学校給食の充実に努めます。
保育園給食の充実	食育計画に基づき、保護者・地域農業者の協力を得ながら地域の農産物や食材から学び、子どもたちに食の大切さを伝え、幼少期からの食育の推進と給食内容の充実に努めます。

(3) 不妊に対する支援

県の不妊治療費補助事業と連携するとともに、町独自の補助事業を実施します。

事業	内容
不妊（不育症）治療費補助事業	不妊症と併せて不育症も含めた補助を、補助要件を拡大し実施します。

施策2 保健医療の充実

【現状と課題】

子どもは体調の変化を起こしやすく、緊急の対応が迫られることが少なくないばかりか、小児科専門医の減少が懸念されるなか、一層の小児医療の充実、確保を目指すとともに、子どもの急な体調不良時などでも、保護者が落ち着いて適切な対応ができるように情報提供の充実に努め、加えて疾病などに関する知識の普及を行う必要があります。

【施策の内容】

(1) 小児医療の充実

中高医師会の開設する休日診療所の取り組みや病院群輪番制により関係機関の協力を得ながら、休日急患診療事業を核とした初期救急医療体制の充実に努めます。

事業	内容
病院群輪番制事業	年間を通じて24時間・365日の医療体制を確保し、適切な医療が受けられるように、広域的に輪番制により診療を提供します。

基本目標 3 教育環境の整備

施策 1 学校教育の充実

【現状と課題】

社会環境の変化を受けて、さまざまな教育改革が行われ、平成 29 年 3 月には幼稚園教育要領及び小・中学校学習指導要領が改訂されています。新学習指導要領では、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力の育成に加え、道徳教育の充実、体験活動の重視、保育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとしています。

こうしたなか、子どもの個々の能力、理解度を把握しながら、発達段階に応じた学力向上に努めるとともに、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を育む教育が求められています。

【施策の内容】

(1) 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成

変化の激しい社会において自立的に生きるために必要とされる「たくましさ」を育む教育の充実を図ります。

事業	内容
教育コンピュータ活用事業	情報化に対応した教育実現のため、教育用コンピュータの活用拡大を図ります。
ALTの活用	小・中学校にALT（外国語指導助手）を配置し、国際社会に向けた英語教育の充実を図ります。
元気アップ教室事業	小児生活習慣病の予防のため、血液検査、健康学習等を行い、健やかな身体の発育を支援します。
平和親善大使事業（中学校）	被爆地広島へ代表生徒を派遣するとともに、全校生徒で戦争の悲惨さ、平和の尊さについて学習し、平和を強く求める人間を育成します。
キャリア教育の充実（中学校）	職場体験、社会人講話などを行い、やがて社会の一員として貢献する意義を見出し、卒業後の進むべき道を希望を持って自らの意志で選択し、問題解決能力を身につけられるように支援します。
E S D（※）の推進	小・中学校ではユネスコスクール（※）として、E S Dの推進を行います。

※E S D

持続可能な開発のための教育（:Education for Sustainable Development）

私たちとその子孫たちが、地球で生きていくことを困難にするような問題について考え、立ち向かい、解決するための学びで、持続可能な社会の担い手を育む教育

※ユネスコスクール

ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するネットワーク

(2) 地域とともにある学校づくり

信州型コミュニティスクールの仕組みの導入など、開かれた学校づくりに務め、保護者や地域住民から信頼される魅力ある学校づくりを進めます。

事業	内容
信州型コミュニティスクール 学校運営委員会	地域住民の信頼に応じて、家庭や地域と連携協力し、一体となって子どもの健やかな成長を図り、より一層地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するため、各学校に信州型コミュニティスクール学校運営委員を配置します。
総合的な学習の時間の充実と地域連携事業の拡充	自ら課題を見つけ、自ら学び、考え、問題を解決する力を身につけ、自己の生き方を考えることができる子どもの育成を目指します。地域の自然、伝統文化、人材などを活用し、地域への誇りや愛着を育みます。そのため、信州型コミュニティスクール（※）の仕組みを活用しての、学校と地域住民の協働による地域と連携した事業を拡充します。

※信州型コミュニティスクール

学校と地域住民が継続的に連携していくための仕組みを持った学校

(3) いじめ・不登校などへの取組

家庭、学校、地域が連携を密にするとともに、関係機関の協力による子どもたち一人ひとりへの細やかな対応などを行い、子どもたちの悩みを受け止め解決に導く体制づくりを進めます。

事業	内容
スクールカウンセラー事業	不登校などの課題を抱える児童生徒及び保護者の相談に対応し、課題の解決に向けてともに取り組むスクールカウンセラーを小・中学校（拠点校）に配置します。
心の教室相談事業（中学校）	学級生活に適應することが困難な生徒の悩みや葛藤を聞き、課題の解決を図るほか、学校における友人間のトラブルや家族間の悩みなどの相談にも応じる相談員を中学校に配置します。
はばたき学級（中学校）	学習意欲はあるが、様々な課題から学級に入れない生徒に対して個別に学習指導を行う場を設けます。

施策2 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

家庭教育は、社会生活に必要な基本的な生活習慣を見につけさせ、人間形成の基礎を培う上で、重要な役割を担っていますが、しつけや思いやりの心情を育てることが困難な家庭が増えています。

一方、子どもたちは学校を離れても、地域の中で多くの人と出会い、自然とふれあう、さまざまな体験を重ねるなかで、豊かな感性や行動力を育んできました。しかし、そうした機会が減少し、地域も子どもを育てる力をなくしつつあります。

こうしたことから、家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力を得ながら子どもの成長を支援する地域の教育力のさらなる向上が求められています。

【施策の内容】

(1) 家庭教育の充実

家庭教育講座（アットホームプラザ）を開催し、親子の絆・子どもの人間形成などを主眼において、子育てを支援します。

子どもに多様な体験の機会を提供するとともに、世代間交流の促進に努めます。

事業	内容
家庭教育講座 （アットホームプラザ）	様々な講師を招き、子育てをどのように進めたらよいか、親子の絆など保護者の子育て支援となる講座を開催します。
いきいきふれんど事業	地域の資源を活かした様々な体験を通し、親子同士のふれあい、学年・学校を越えた仲間づくりの場を提供します。
図書館サービスの充実	ブックスタート事業やお話し会など、子どもが読書に親しむことができる環境づくりを推進します。また、絵本の読み聞かせボランティアなど町民と協働した取り組みを進めます。

(2) 地域の子育て力の向上

地域の子育て力を向上させるために、学校と地域の交流拡大、地域で子育てを終えた人たちや高齢者の協力等、地域の人材の活用にも努めます。

事業	内容
青少年地域活動事業	地域の子どもたちを見守り育てるため、青少年指導員の活動を推進するとともに、学校及びPTA・育成会その他関係機関との連携により青少年の健全育成を図ります。

基本目標 4 子育てにやさしい生活環境の整備

施策 1 子育てにやさしいまちづくり

【現状と課題】

交通機関の不便さや階段、段差は、妊産婦、子ども連れの方だけでなく、お年寄りや障がい者の外出に影響があり、妊娠や子育ての負担の一因ともなります。交通機関の不便さは、自家用車の普及や人口減少等の要因から公共交通の利用者が減少し、維持・確保が大きな課題となっています。

施設の改修等に当たっては、ユニバーサルデザインの理念に基づき実施されるよう施設の関係者へ啓発を行います。

【施策の内容】

(1) 子育て環境の整備

公共施設へのユニバーサルデザインの導入、安全な歩道の確保など、使いやすく、安全・安心な街並み環境づくりを推進します。また、公共交通利用促進事業として、保育園児の路線バス利用を実施します。

事業	内容
公共施設へのユニバーサルデザイン理念の取り入れ	公共施設の整備や改修の際にはユニバーサルデザインの理念を反映します。
道路改良事業	歩行者の安全のための歩道整備や狭隘箇所の拡幅改良、未舗装路の舗装等を行い、安全で快適な生活環境の整備を図ります。
公共交通利用者の育成	子どもたちの中には、日常生活の中で路線バスや電車に乗ったことがないという声も聞かれます。このため、小規模保育園と大規模保育園の園児交流事業に鑑み、それぞれの保育園へ出掛ける交通手段として路線バスを利用して事業を展開します。

施策2 安全・安心なまちづくり

【現状と課題】

交通安全対策については、町民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもならないよう年齢層に応じた交通安全教育を進めていく必要があります。保育園や小学校では関係機関と連携した交通安全教室や登下校（園）時における交通安全指導を行っています。親子を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を行うとともに、交通安全教育にあたる職員のスキルアップおよび地域における指導者のさらなる育成が求められています。

防犯対策については、「自分のまちは自分で守る」という意識の高揚を図るとともに、防犯灯などの防犯施設のより一層の充実を図ることで、子どもを犯罪などの被害から守り、安全で住み良い地域環境を確保していく必要があるほか、地域での見守りや声がけによる非行防止に努めることも必要です。

今後は、防犯活動において、事件や事故、不審者に関する情報、近年複雑で多様化している架空請求などの悪質商法や緊急時の対処法など情報伝達が非常に重要であるため、学校や保育園、警察、自治会、各家庭などが連携した情報のネットワークを構築し、必要な情報が隅々まで行き渡る体制を作り上げることが不可欠です。

【施策の内容】

（1）安全・安心なまちづくり

まち全体として良好な生活環境の整備に取り組み、安全安心なまちづくりを進めます。

子どもを犯罪の被害から守るため、防犯協会、女性団体など地域の人々の協力による見守りやパトロールを行い、地域全体で犯罪の発生を未然に防ぎ、子どもたちの安全を確保する活動を支援します。

事業	内容
見守り、パトロール活動の推進	地域全体で子どもたちの暮らしを見守るという意識を高めるため、防犯協会や各地域・団体等と連携し、地域防犯パトロール等の活動支援に努め、防犯力の強化を図ります。
防犯対策推進事業	新1年生に対する防犯ブザー、熊よけ鈴、笛の配布、「子どもを守る安心の家」等による地域の協力等により、登下校時の子どもたちの安全確保を図ります。 また、インターネットの普及により架空請求等の悪質商法や出会い系サイト等での被害に遭わないよう情報提供と啓発に努めます。その他学校・保育園等への不審者の侵入防止策を図ります。
防犯灯設置事業補助	子どもたちの安全安心な環境整備のため、各行政区等が行う防犯灯整備事業を支援します。

(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもたちを交通事故から守るため、総合的な交通安全対策を推進します。

事業	内容
交通安全活動の推進	交通安全協会や交通安全推進本部と連携し、地域における登下校時の交通安全指導や安全教育の推進を図ります。 子どもたちの道路の通行方法、自転車の通行方法などを学ぶ機会として、町内各小学校・保育園等で交通安全教室を開催します。
交通安全施設の充実	ガードレールやカーブミラーなど交通安全施設の適正な管理と老朽施設の更新を行うとともに、横断歩道手前のカラー舗装やグリーンベルトの設置を進めます。通学路などの危険箇所をいち早く把握し、危険解消措置を行い安全確保を図ります。
通学路交通安全プログラムの取組	通学路の安全確保に向けた取組を行うため、交通安全推進本部内に関係機関の連携体制を構築した組織において、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行き、対策の改善・充実を行います。

施策3 子どもの居場所・遊び場づくり

【現状と課題】

放課後の時間は、子どもが基本的な生活習慣や異年齢児等との関わりなどを通じて社会性を取得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活の場としていく必要があります。このため、家庭や地域が相互に連携しながら、次代を担う子どもたちの体験学習の機会を充実するとともに、居場所や遊び場の整備、親同士の交流・仲間づくりが行えるような機会の提供が求められています。

【施策の内容】

(1) 子どもの居場所の充実

留守家庭児童がいつでも「放課後児童クラブ」を利用することができ、併せて、すべての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、子どもの居場所づくりに取り組みます。

事業	内容
放課後児童クラブ事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、4か所の児童クラブで放課後に適切な遊びや生活の場を与え児童の健全な育成を推進します。また、開所時間延長など保護者ニーズに添った対応を進めます。

(2) 子どもの遊び場の充実

子どもたちが健やかに成長できるよう、既存公園等の充実、利用促進を図ります。

事業	内容
公園・緑地の整備	やまびこ広場（親水公園）やどんぐりの森公園などの既存公園の整備、充実を図ります。
身近な遊び場の整備	子どもが安心して遊べるよう、遊び場の点検を行い、子どもたちが身近に利用できる遊び場づくりを推進します。

基本目標 5 要保護児童・家庭への支援

施策 1 障がい児への支援

【現状と課題】

障がいや発達に遅れのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心した生活を送れるようにするためには、障がいに応じた適切な支援が求められています。

近年では、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（AD／HD）、高機能自閉症など療育や教育の場において、特別に支援が必要な子どもたちの増加や、障がい重症化・多様化している状況を踏まえ、保育・療育・教育との連携による一人ひとりの障がいの状態や特性に応じた支援が必要です。具体的には、発達に気になる点がある児童に対しては、子育て支援センター・保育園・小学校・中学校が連携し一貫した途切れないサポートを行えるような事業が不可欠です。

【施策の内容】

（1）障がい児への対応

一人ひとりの個性を伸ばしていけるよう、保育・療育・教育体制の充実を図るとともに、各種助成制度の充実に努めます。

事業	内容
特別児童扶養手当	日常生活に著しい制限を受ける20歳未満の障がい児を養育する父母等に手当を支給します。
福祉医療給付金支給事業	障がい児の医療費の自己負担額を助成します。
障がい児福祉手当	常時介護を必要とする障がい児に手当を支給します。
福祉サービス	児童デイサービス、居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）等のサービスを提供します。
タイムケア事業	在宅の心身障がい児に対し、一時的に家庭において介護できない場合、施設等によって介護が受けられるよう支援します。
障がい児保育	集団保育により成長発達の促進を図るため、保育士を加配するなど受入れ体制の充実を図ります。
補装具費の支給	補装具の購入や修理に係る費用を支給します。
日常生活用具給付	日常生活を容易にするための生活用具給付を行います。
発達サポート事業	子育て支援センター・保育園・小学校・中学校が連携し、発達に気になる点のある児童に途切れない支援を行います。
保育園巡回相談	専門スタッフによるチームが保育園を訪問し、発達や育児についての相談を行います。
療育教室	北信地域6市町村で開催する、療育コーディネーターや臨床心理士、家庭児童相談員、保健師などのスタッフのもと、発達上いろいろな特徴を持った子どもさんとその親が参加する教室です。教室に参加する子どもの得意なところを伸ばしたり、出来たという達成感を持ってもらうことで自信を持ってもらえるよう支援を行います。

(2) 学習支援と機会の提供

障がいのある児童・生徒の一人ひとりの個性や能力が最大限伸ばせるよう、就学相談や障がいの程度・種類などに応じた指導・支援を行います。

事業	内容
教育支援委員会	特別支援教育の充実ならびに適切な教育措置を図るため、就学相談を充実します。
特別支援学級の充実	特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、より充実した教育を実施するため、県と連携して特別支援教育の充実を図ります。
特別支援教育就学奨励	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、就学援助により支援します。
スクールカウンセラー	心身の障がいにより様々な悩みを抱えている家庭に対して、カウンセリングを行い、児童生徒及び保護者の心の安定を図り、よりよい学校生活を送れるよう支援します。

施策2 ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

町内の18歳未満の子どものいるひとり親家庭は増加傾向にあり、平成30年で82世帯となっています。ひとり親家庭の親は、一人で生計の維持と子育てを担う必要があり、その生活は厳しいものとなっています。また、ひとり親家庭の育児負担は両親のいる家庭と比べ大きく、身近に頼れる人がいない場合など、負担はさらに大きいものとなります。

ひとり親家庭の親と子どもが安心して自立して生活していけるよう、生活支援や就業支援、経済的支援等の充実と情報の提供が求められています。

【施策の内容】

(1) ひとり親家庭への自立支援の推進

ひとり親家庭の現況等について把握し、経済的な支援をはじめ、子育てや生活支援、就学の支援、養育費確保の支援など、ひとり親家庭の生活の安定に向けた自立支援に努めます。

事業	内容
児童扶養手当	18歳到達年度末までの児童（児童に障がいのある場合は20歳未満まで）を養育するひとり親家庭の母・父等に手当を支給します。
福祉医療費給付金支給事業	ひとり親家庭の医療費の自己負担額を助成します。
ひとり親家庭支援制度の情報提供	ひとり親家庭の自立を支援する各種制度等について、広報やパンフレット等により周知し制度活用の促進を図ります。
就学援助	経済的理由により就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行います。

施策3 児童虐待の防止

【現状と課題】

子育て世帯が減少し近所付き合いも希薄化しているなか、子育て家庭の孤立化が進み、親の育児不安が増大し、親自身の精神的な問題や生活上のストレス、また、子どもの発達状況などのさまざまな要因が複雑に絡み合い、子どもへの虐待は後を絶ちません。

児童虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応、発生時の迅速・的確な対応が求められます。

【施策の内容】

(1) 児童虐待の防止・相談体制の充実

関係機関と連携し情報の収集と相談体制の充実を図るとともに、児童虐待の予防、早期発見、早期対応を図ります。

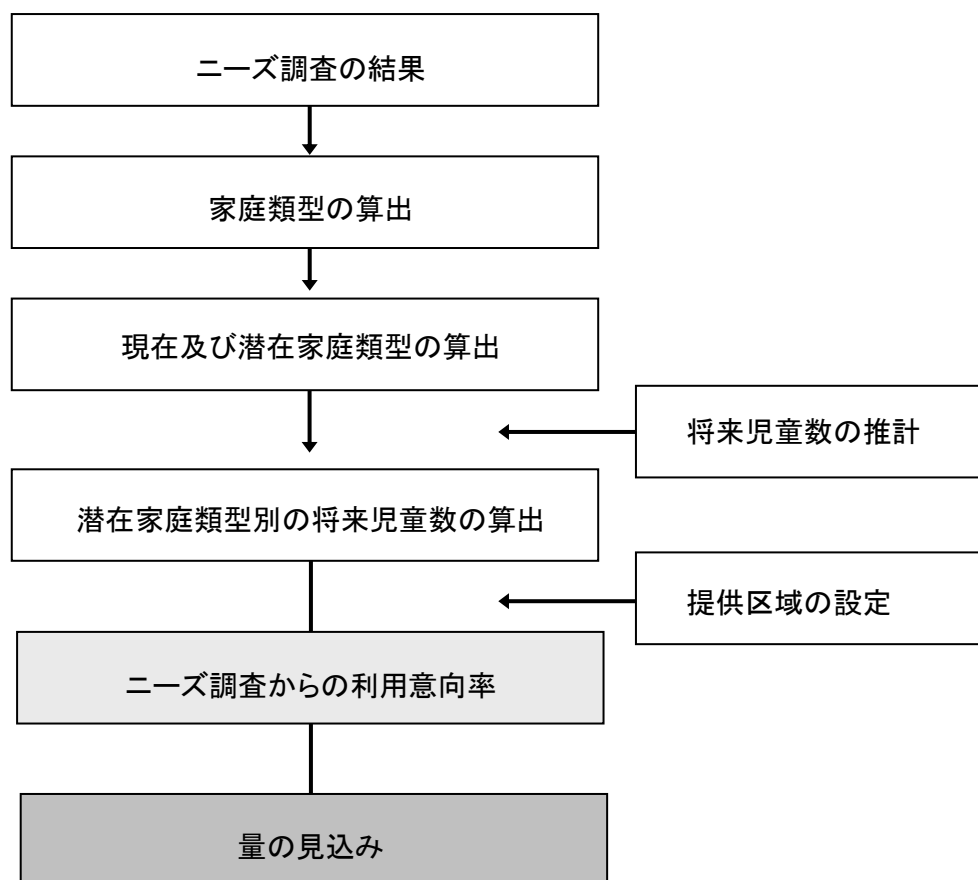
事業	内容
要保護児童への支援	要保護児童対策協議会の機能を強化し、情報収集と虐待の未然防止を図る体制の整備を図ります。個別ケースの実態把握と家庭・児童に関する相談体制の充実を図ります。 発生時には正確な情報収集に努め、子どもの安全を確保するため迅速かつ適切に対応します。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 量の見込みの算出

(1) 算出方法

量の見込みの算出にあたっては、国から「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」が示されていることから、その手引きに準じて算出することとします。



(2) 家庭類型

ニーズ調査結果から、家庭類型は、父母の有無や就労状況からタイプAからタイプFの8種類に分類できます。現在の家庭類型を算出するとともに、対象となる子どもの保護者の就労形態等から潜在の家庭類型を算出します。

家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム×フルタイム
C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上、下限時間～120時間未満の一部)
C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満、下限時間～120時間未満の一部)
D	専業主婦(夫)
E	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上、下限時間～120時間未満の一部)
E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満、下限時間～120時間未満の一部)
F	無業×無業

※保育の下限時間は、48時間～64時間の間で、市町村において設定

母親		ひとり親	フルタイム就労 (育休・介護休業含む)	パートタイム就労 (育休・介護休業含む)			未就労
				月120時間以上	月120時間未満 48時間以上	48時間未満	
父親	ひとり親	タイプA					
	フルタイム就労 (育休・介護休業含む)		タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム 就労 (育休・介護休業含む)	月120時間以上		タイプC	タイプE		タイプD	
	月120時間未満 48時間以上						
	48時間未満		タイプC'		タイプE'		
未就労				タイプD		タイプF	

↑
↑

保育の必要性あり
保育の必要性なし

(3) 家庭類型の算出（現在・潜在）

本計画では、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたり、国の手引きに従い家族類型を整理します。家族類型は、ニーズ調査の両親の就労形態等の項目より、タイプAからタイプFまでの8種類に分類されます。

現在の家庭類型を基準として、母親で、現在パートタイムの人がフルタイム就労する予定があるのか、無業の人がフルタイムまたはパートタイムで就労する予定があるのかの意向によって、近い将来の潜在家庭類型を算出します。

例1) 現在専業主婦だが、「すぐにでも、もしくは1年以内に」パートタイム就労の意向がある人で、月単位の就労時間が120時間以上、または下限時間以上120時間未満の一部。

…タイプD（現在）→タイプC（潜在）

例2) 現在フルタイムとパートタイムだが、両親ともフルタイムになる希望があり、実現できる見込みがある人。

…タイプC、C'（現在）→タイプB（潜在）

山ノ内町の現在及び潜在家庭類型の割合

家族類型型集計結果		現 在	潜 在
タイプA	ひとり親	9%	9%
タイプB	フルタイム×フルタイム	35%	39%
タイプC	フルタイム×パートタイム（長）	35%	37%
タイプC'	フルタイム×パートタイム（短）	1%	1%
タイプD	専業主婦（夫）	21%	15%
タイプE	パートタイム（長）×パートタイム（長）	0%	0%
タイプE'	パート×パート（いずれかが短）	0%	0%
タイプF	無業×無業	0%	0%

(4) 「量の見込み」を算出する項目

下記の事業について「量の見込み」の算出を行うこととされています。

教育・保育に関する量の見込み

区分	年齢		国の手引きによる利用意向率の基本的な算出方法
1号認定	3～5歳	学校教育のみ	3歳以上の潜在タイプC'・D・E'・Fにおける「幼稚園」「幼稚園+預かり保育」「認定こども園」の利用を希望する割合
2号認定		幼児期の学校教育の意向が強い	3歳以上の潜在タイプA・B・C・Eにおける「幼稚園」「幼稚園+預かり保育」の利用を希望する割合
		保育の必要性あり	3歳以上の潜在タイプA・B・C・Eにおいて何らかの教育・保育施設・事業の利用希望がある者の割合から上記（幼児期の学校教育の利用意向が強い者）を控除した割合
3号認定	1～2歳		0歳及び1～2歳の潜在タイプA・B・C・Eにおいて何らかの保育施設・事業の利用希望のある者の割合
	0歳		

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み

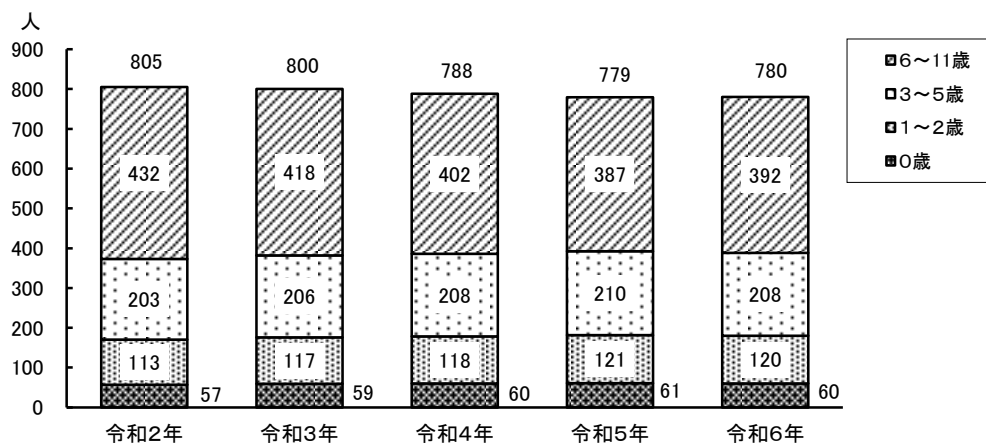
対象事業	
1	利用者支援事業
2	時間外保育事業（延長保育）
3	放課後児童健全育成事業
4	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）
5	地域子育て支援拠点事業
6	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・2号認定による定期的な訪問 ・その他
7	病児・病後児保育事業等
8	ファミリー・サポート・センター事業
9	妊婦健康診査
10	乳児家庭全戸訪問事業
11	養育支援訪問事業

(5) 将来児童数の推計

将来の児童数については、「山ノ内町人口ビジョン」で推計された将来人口推計（推計パターン6）をベースに、最新年の更新されたデータにより、改めて推計を行いました。

計画期間における児童人口の推計は、令和2年の805人から令和6年の780人へと減少が見込まれます。

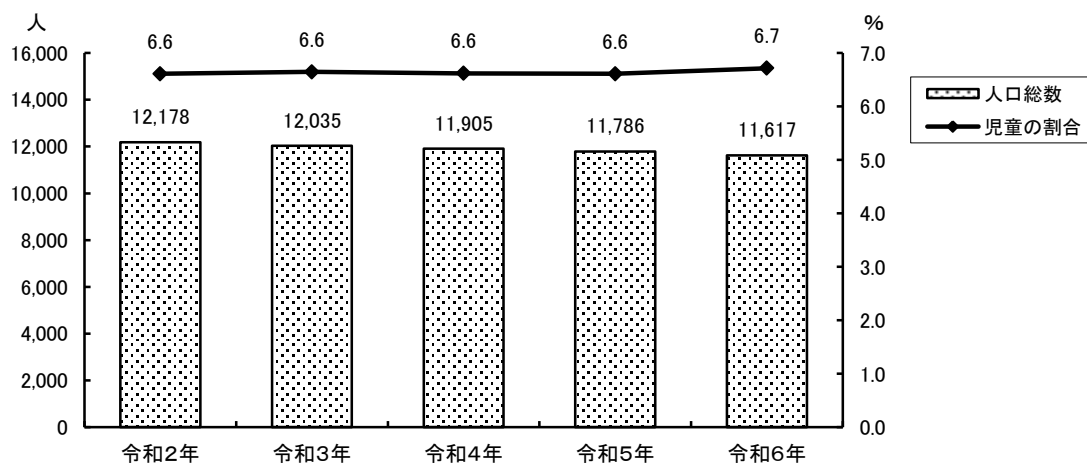
将来児童数の推計



単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	57	59	60	61	60
1~2歳	113	117	118	121	120
3~5歳	203	206	208	210	208
小計	373	382	386	392	388
6~11歳	432	418	402	387	392
合計	805	800	788	779	780

将来人口の推計と児童数の割合



(6) 潜在家庭類型別将来児童数の推計

将来児童数に、潜在家庭類型別割合を掛け合わせて、潜在家庭類型別児童数を算出します。ここでは令和2年の潜在家庭類型別児童数を算出します。

家族類型集計結果		将来 児童数		潜在家庭 類型別割合		潜在家庭 類型別将来 児童数
タイプA	ひとり親	373 人	×	9%	=	33人
タイプB	フルタイム×フルタイム			39%		145人
タイプC	フルタイム×パートタイム(長)			37%		138人
タイプC'	フルタイム×パートタイム(短)			1%		3人
タイプD	専業主婦(夫)			15%		55人
タイプE	パートタイム(長)×パートタイム(長)			0%		0人
タイプE'	パート×パート(いずれかが短)			0%		0人
タイプF	無業×無業			0%		0人

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の量の見込み

潜在家庭類型別の将来児童数に、幼稚園、保育所、認定こども園など利用したいと回答している利用意向率を掛け合わせることで、認定区分ごとのニーズ量を算出します。

単位：人

	3歳-5歳			0~2歳	
	1号認定	2号認定		3号認定	
	幼稚園希望	幼児期の学校教育の利用希望が強い	保育所希望	保育所希望0歳	保育所希望1~2歳
令和2年度	6	2	162	22	89
令和3年度	6	2	165	22	92
令和4年度	6	2	166	23	93
令和5年度	6	2	168	24	95
令和6年度	6	2	166	23	94

〈令和2年度〉

単位：人

	3歳以上			0~2歳	
	1号認定	2号認定		3号認定	
	幼稚園希望	幼児期の学校教育の利用希望が強い	保育所希望	保育所希望0歳	保育所希望1~2歳
ニーズ量の見込み(A)	6	2	162	22	89
確保方策提供量(B)					
保育所			162	22	89
その他保育施設(町外)	6	2			
過不足分(B) - (A)	0	0	0	0	0

〈令和3年度〉

単位：人

	3歳以上			0～2歳	
	1号認定	2号認定		3号認定	
	幼稚園希望	幼児期の学校教育の利用希望が強い	保育所希望	保育所希望0歳	保育所希望1～2歳
ニーズ量の見込み（A）	6	2	165	22	92
確保方策提供量（B）					
保育所			165	22	92
その他保育施設（町外）	6	2			
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0

〈令和4年度〉

単位：人

	3歳以上			0～2歳	
	1号認定	2号認定		3号認定	
	幼稚園希望	幼児期の学校教育の利用希望が強い	保育所希望	保育所希望0歳	保育所希望1～2歳
ニーズ量の見込み（A）	6	2	166	23	93
確保方策提供量（B）					
保育所			166	23	93
その他保育施設（町外）	6	2			
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0

〈令和5年度〉

単位：人

	3歳以上			0～2歳	
	1号認定	2号認定		3号認定	
	幼稚園希望	幼児期の学校教育の利用希望が強い	保育所希望	保育所希望0歳	保育所希望1～2歳
ニーズ量の見込み（A）	6	2	168	24	95
確保方策提供量（B）					
保育所			168	24	95
その他保育施設（町外）	6	2			
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0

〈令和6年度〉

単位：人

	3歳以上			0～2歳	
	1号認定	2号認定		3号認定	
	幼稚園希望	幼児期の学校教育の利用希望が強い	保育所希望	保育所希望0歳	保育所希望1～2歳
ニーズ量の見込み（A）	6	2	166	23	94
確保方策提供量（B）					
保育所			166	23	94
その他保育施設（町外）	6	2			
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

潜在家庭類型から利用意向率・意向日数等を計算し、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出します。

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用者支援		カ所	1	1	1	1	1
延長保育		人/月	71	74	75	76	75
放課後児童健全 育成事業（放課後 児童クラブ）	低学年	人/日	108	105	102	100	103
	高学年	人/日	48	46	44	42	41
子育て短期支援事業 （ショートステイ）		人/年	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業		人/月	103	106	108	110	109
一時預かり事業		人/年	524	537	543	552	546
病児保育事業		人/年	134	137	138	140	139
ファミリー・サポート・センター 事業		人日	0	0	0	0	0
妊婦健康診査事業		人/年	57	59	60	61	60
乳児家庭全戸訪問事業		人/年	57	59	60	61	60



(1) 利用者支援事業

既存の相談対応体制を活用し、利用者のさまざまな相談支援等のニーズに対応していきます。町の窓口や地域子育て支援拠点等においてきめ細かいニーズの把握、相談対応等に努めるとともに、需要動向等、今後の子育て支援環境のあり方についての重要な情報源として、得られた情報を活用していきます。

さらに、関連情報の一元化等、集約を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整も行います。

(主な担当課：健康福祉課・教育委員会)

(2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

保育所における延長保育として、今後も一定の利用が見込まれることから、各保育所における体制の確保等、今後も対応を進めていきます。

(主な担当課：健康福祉課)

延長保育事業

単位：人／月

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		71	74	75	76	75
②確保の方策		71	74	75	76	75
	延長保育事業	71	74	75	76	75
②-①		0	0	0	0	0

(3) 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

低学年については、これまでの実績と同等の確保を図り、ニーズに対応します。高学年については、ニーズ動向等を踏まえ、確保に取り組んでいきます。

(主な担当課：健康福祉課)

放課後児童クラブ

単位：人回／日

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		156	151	146	142	144
②確保の方策		156	151	146	142	144
	放課後児童クラブ[低学年]	108	105	102	100	103
	放課後児童クラブ[高学年]	48	46	44	42	41
②-①		0	0	0	0	0

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

これまでの実績はなく、ニーズ調査においてもほぼ需要は想定されないことから、当面の需要・利用は見込まず、今後の需要動向の把握に努めつつ、必要に応じ対応していくものとします。

（主な担当課：健康福祉課）

(5) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。町内には子育て支援センター「ゆめっこ」がありますが、より多くの乳幼児及びその保護者が利用しやすい環境整備を図ります。

（主な担当課：健康福祉課）

地域子育て支援拠点事業

単位：人回／月

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		103	106	108	110	109
②確保の方策		103	106	108	110	109
	地域子育て支援拠点事業	103	106	108	110	109
②-①		0	0	0	0	0

(6) 一時預かり及び幼稚園の預かり保育

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

当町では保育所等における需要を勘案し、一定の利用を見込み、各施設において一時預かりの体制を確保し、柔軟に対応していくものとします。

(主な担当課：健康福祉課)

一時預かり保育（幼稚園を除く）

単位：人日／年

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	量の見込み	524	537	543	552	546
②	確保の方策	524	537	543	552	546
	一時預かり保育	524	537	543	552	546
②-①		0	0	0	0	0

(7) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

ニーズはある程度限定的と想定されますが、需要が発生した場合には対応できるよう、関連施設機能の確保等を進めてまいります。

(主な担当課：健康福祉課)

病児・病後児保育事業

単位：人日／年

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	量の見込み	134	137	138	140	139
②	確保の方策	0	137	138	140	139
	病児・病後児保育事業	0	137	138	140	139
②-①		△134	0	0	0	0

(8) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活

動に関する連絡、調整を行う事業です。

当町においては実績はなく、ニーズ調査においても需要が見込まれないことから、今後の見込みや確保は想定せず、引き続き需要動向の把握に努めながら、必要に応じ取り組んでいくものとします。
(主な担当課：健康福祉課)

(9) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦の全数を対象とした事業であり、人口動向等を踏まえたニーズ全般に対し、必要な事業量を今後も確保していきます。
(主な担当課：健康福祉課)

妊婦健康診査

単位：人回／年

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		57	59	60	61	60
②確保の方策		県内の産科医療機関で実施 県外の場合は償還払い				
	妊婦健康診査					
②-①						

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳児の全数を対象とした事業であり、人口動向等を踏まえたニーズ全般に対し、必要な事業量を今後も確保していきます。
(主な担当課：健康福祉課)

乳児家庭全戸訪問事業

単位：人回／年

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		57	59	60	61	60
②確保の方策		保健師による訪問				
	乳児家庭全戸訪問事業					
②-①						

(11) 養育支援訪問事業その他要支援児童要保護児童の支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

特別な支援が必要な児童・家庭に対する事業であり、支援や保護の必要な児童・世帯の把握に努めつつ、今後も適切に事業を実施していきます。

(主な担当課：健康福祉課・教育委員会)

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

対象となる児童・世帯の把握に努めつつ、適切に事業を実施します。

(主な担当課：健康福祉課・教育委員会)

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

施設や定員規模等の需給動向を踏まえつつ、適切に事業を実施します。

(主な担当課：健康福祉課・教育委員会)

4 「子ども・子育て関連のその他事業」に関する方針等

(1) 産後の休養及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

0歳児の子どもの保護者が、産休・育休明けの希望する時期（育児休業期間満了時＝1歳到達時）に保育を利用できる環境をできる限り整えていくことが求められます。

そのため町は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待の防止対策として、専門性のある職員の配置、社会的養護施策との連携等体制の充実を図るほか、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進に向け、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保、経済的支援などを進めます。また、障がい児施策等についても、障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達と生活を支援していきます。

県が行う施策との連携や、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを促進するため、ワーク・ライフ・バランスの広報・啓発、事例の収集・紹介等に取り組むほか、仕事と子育ての両立のための基盤整備として、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。

また、県や地域の企業、労働者団体、子ども・子育て関連団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

第6章 計画の推進体制

1 推進体制の整備

(1) 庁内体制の整備

本計画は、教育・福祉をはじめ、保健、医療、まちづくりなど広範囲にわたっていることから、関係する部局が連携し全庁的に施策を推進していきます。

(2) 計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するため、各年度において計画の進捗状況を検証評価し、計画の着実な推進を目指します。

2 町民との協働

(1) 町民との協働体制の構築

本計画に基づく施策を着実に推進していくためには、町民と行政の協力体制が不可欠であり、家庭、地域、関係団体、企業等がそれぞれの立場で主体的な取り組みを進めていくことも必要です。

そのため、本計画の周知・啓発を積極的に進め、情報の共有化と連絡調整を図りながら、子育て支援について町ぐるみの協働体制を構築していきます。

(2) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、広報紙やホームページ等により広く町民に周知するとともに、進捗状況について公表していきます。

第2期 山ノ内町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

編集・発行 山ノ内町役場 健康福祉課

〒381-0498 下高井郡山ノ内町大字平穩 3352-1

T E L 0269-33-3116 (直通)